

II 出願資格

次のいずれかに該当する者で、令和4年度大学入学共通テストにおいて受験を課す教科・科目（62ページに記載した法学部特色入試の「大学入学共通テストの利用教科・科目名」欄参照）のすべてを受験した者。

1. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和4年3月修了見込みの者
3. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
4. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
5. 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和4年3月31日までに修了見込みの者
6. 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号—大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定—）
7. 高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定（大検）に合格した者及び令和4年3月31日までに合格見込みの者で、令和4年3月31日までに18歳に達するもの
8. 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和4年3月31日までに18歳に達するもの（下記【個別入学資格審査の申請方法等】参照）

【個別入学資格審査の申請方法等】

上記の出願資格8.により出願を希望する者は、事前に個別の入学資格審査を申請してください。審査の結果、資格を認定された場合のみ出願が認められます。

なお、出願資格1.~7.により出願を希望する者は、入学資格審査を申請する必要はありません。

1. 入学資格認定の申請対象者

出願資格8.として申請可能な者は、学校教育法施行規則第150条第7号に該当する者で、外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国に設置された教育施設において高等学校に対応する3年に相当する学習歴を有する又は有する見込みのもので、ただし、令和4年度大学入学共通テストを受験した者に限ります。

2. 申請書類

- ① 入学資格認定申請書（本学所定の様式）
- ② 出身教育施設の修了（又は修了見込み）証明書
- ③ 出身教育施設の規則等
- ④ 出身教育施設のカリキュラム（修業年限、授業時間数、授業科目、必要単位数等が明記されたもの）
- ⑤ 返信用封筒（長形3号封筒に申請者の住所・氏名を明記して、779円分（書留速達料金）の切手貼付）

3. 申請受理期間

令和4年1月17日（月）から1月19日（水）まで。

上記期間内に「書留速達郵便」にて「入学資格認定申請書類在中」と朱書きし、郵送（期限内必着）してください。なお、提出された書類は一切返却しません。

4. 審査方法

申請者から提出された入学資格認定申請書及び出身教育施設の修了（又は修了見込み）証明書等に基づき審査します。

5. 認定基準

認定の基準は、専修学校高等課程の修了者に入学資格を認める基準を準用し、各教科の修得単位数等について、原則として次に掲げる条件を満たした教育を行う施設で当該教育を修了していること、又は修了する見込みであること。

※単位については、1単位時間を50分とする。

- (1) 修了に必要な総単位時間数は、2,590単位時間以上とする。
- (2) 修了に必要な普通教科の総単位時間数は、420単位時間以上とする。
普通教科は国語（日本語）、地理歴史、公民、数学、理科、外国語とする。
- (3) 前項の教科以外の履修が、前項の教科と同様の成果が期待できる場合においては、その教科の履修をもって、前項の教科の一部又は全部に替えることができる。

6. 認定について

審査の結果、入学資格認定者には認定書を交付します。認定書を一度交付された場合、再度申請する必要はありません。

7. 提出先・照会先 ※ 申請予定者は申請前に必ず連絡してください。

〒606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学教育推進・学生支援部入試企画課 TEL：075-753-2521